二　放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関すること。
三　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（除染特別地域（同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。）に係る除染等の措置等（同項に規定する除染等の措置等をいう。）に係るものに限る。）。
四　前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2　除染対策第二課及び除染対策第三課を置く場合には、第二十二条に基づき、前項第二号から第四号までに規定する事務を分掌する。

第六条の三の次に次の二条を加える。

（減容化施設整備課の所掌事務）

第六条の四　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　減容化施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下同じ。）の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条の六第一項第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。
二　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における汚染廃棄物等の保管及び処分を含む。）に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課の所掌事務）

第六条の五　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課を置く場合には、第二十二条の規定に基づき、第六条の二第一項第二号から第四号までで、第六条の三第一項第二号から第七号まで及び第六条の四第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（技術企画官の職務）

第十九条　技術企画官は、除染及び廃棄物処理に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（放射線健康管理官の職務）

第二十条　放射線健康管理官は、福島県における放射線による健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関する事務を行う。

附則に次の八項を加える。

（首席調整官及び調整官の設置期間の特例）

5　第一条の二第一項の首席調整官及び調整官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

6　第二条第一項の経理課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第一課の設置期間の特例）

7　第二条第一項の除染対策第一課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第二課及び除染対策第三課の設置期間の特例）

8　第二条第一項の除染対策第二課及び除染対策第三課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第一課の設置期間の特例）

9　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第一課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第二課の設置期間の特例）

10　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

11　第二条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（技術企画官及び放射線健康管理官の設置期間の特例）

12　第二条第二項の技術企画官及び放射能健康管理官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年二月二十八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―四―二四

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百一項の次に次の一項を加える。

102　次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一二〇

規則九―一三三

（平成二十六年四月一日施行）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の項及び規則九―一三三（平成二十五年四月一日における号俸の調整）の項を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の項及び規則九―一三三（平成二十五年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年二月二十八日

人事院総裁　原　恒雄